大刀洗町告示第6号

令和4年第16回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する 令和4年2月16日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和4年3月2日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

 森田 勝典
 隠塚 春子

 平田 康雄
 野瀬 繁隆

 黒木 徳勝
 平山 賢治

 東 義一
 古賀 世章

 松熊武比古
 高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

令和4年 第16回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日) 令和4年3月2日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和4年3月2日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長の報告
 - ①請願等の報告
 - ②検査結果の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 承認第1号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を 求めることについて
- 日程第8 承認第2号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認 を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 大刀洗町消防団員の定員,任用,給与,分限及び懲戒,服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第12 議案第4号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第14 議案第6号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第7号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)

について

日程第16 議案第8号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第8号)について

日程第17 議案第9号 令和4年度大刀洗町一般会計予算について

日程第18 議案第10号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第19 議案第11号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第20 議案第12号 令和4年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第21 議案第13号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長の報告
 - ①請願等の報告
 - ②検査結果の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 承認第1号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を 求めることについて
- 日程第8 承認第2号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認 を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 大刀洗町消防団員の定員,任用,給与,分限及び懲戒,服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第12 議案第4号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第14 議案第6号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第7号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号) について
- 日程第16 議案第8号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第8号)について
- 日程第17 議案第9号 令和4年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第18 議案第10号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第11号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第20 議案第12号 令和4年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第21 議案第13号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

出席議員(11名)

1番 森田 勝典 2番 隠塚 春子

3番 平田 康雄 4番 野瀬 繁隆

5番 黒木 徳勝 7番 平山 賢治

8番 東 義一 9番 古賀 世章

10番 松熊武比古 11番 高橋 直也

12番 安丸眞一郎

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……… 中山 哲志 副町長 ……… 大浦 克司

教育長 ………… 柴田 晃次 総務課長 ……… 重松 俊一

税務課長 ……… 田中 豊和 福祉課長 …… 平田 栄一

地域振興課長 …… 村田 まみ 産業課長 …… 佐々木大輔

建設課長 …… 棚町 瑞樹 子ども課長 …… 松元 治美

健康課長 ……… 早川 正一 生涯学習課長 … 矢野 智行

会計課長 ……… 山田 恭恵 住民課長 …… 矢永 孝治

財政係長 …… 福岡 信義 人事法制係長 … 堀内 智史

監查委員 …… 村山真知子

開会 開議午前9時00分

○議長(安丸眞一郎) おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

御承知のように、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の感染拡大が県全体的な減少傾向になっておりますが、まだまだ予断を許しません。本定例会においても、引き続き感染対策を強化しながら議事運営を進めていきたいと思いますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

また、日頃から医療従事者の関係におかれましては、感染リスクに侵されながらも日夜頑張っていただいておりますことを、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思います。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和4年第16回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より議場での写真撮影の申出がありましたので、許可しております。御 了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(安丸眞一郎) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、4番、野瀬繁隆議員、 5番、黒木徳勝議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長(安丸眞一郎) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳 勝委員長。

○議会運営委員長(黒木 徳勝) 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。 令和4年第16回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を御報告申し上げます。 委員会は、令和4年2月22日午前9時30分より協議会室において開催し、出席委員は5名 でした。安丸議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て、協議しました。

会期及び会期の日程表をご覧いただきたいと思います。

協議の結果、本定例会会期は、令和4年3月2日から3月17日までの16日間と決定しました。

会期日程については、別表のとおりです。

- 3月2日、本会議、議案審議をいたしまして、その後、全員協議会を行います。
- 3日は、休会といたします。
- 4日は、本会議を開催し、議案審議を、補正予算の専決処分4議案を採決していただきます。 そして、その後、総務文教厚生委員会において、請願の審査をしていただきます。
 - 3月5日、6日は、休会といたします。
 - 7、8、9、10日は、予算特別委員会を設置し、審査を行います。
 - 11日、12日、13日は、休会といたします。
 - 14日は、本会議を行いまして、一般質問といたします。
 - 15日は、休会といたします。
 - 16日は、全員協議会をして、自由討議を行います。
 - 17日には、本会議を行いまして、議案審議をいたします。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようお願いし、報告を終わります。

○議長(安丸眞一郎) お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のと おり、本日から3月17日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安丸眞一郎) 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から3月17日までの 16日間に決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程 表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長(安丸眞一郎) 日程第3、諸報告を行います。

まず、請願の付託報告を行います。

本日までに受理した請願は、1件です。お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任 委員会に付託しましたので、報告をいたします。

令和4年第16回大刀洗町議会定例会 請願付託表

令和4年3月2日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第1号	中国政府による新疆ウイグル自治区などの人権侵害 に関する意見書の提出を求める請願	総務文教厚生委員会

○議長(安丸眞一郎) 次に、陳情の報告を行います。

これまでに1件の陳情書の提出がありましたが、配布のみの取扱いとすることにいたしました。 御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和3年11月末日分、12月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配布いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、東義一委員長、登壇して報告願います。

○総務文教厚生委員長(東 義一) おはようございます。総務文教厚生委員長の東義一です。 閉会中の総務文教厚生委員会の報告をいたします。

当委員会を去る1月28日に全委員、また安丸議長の出席の下、開催いたしました。

議題として、令和3年度下半期に取り組む重点課題と位置づけをしていましたごみ環境対策として、町のごみ事情について、所管事務である住民課長及び係長の出席を得て、現況調査及び説明を求めました。

ごみの量、費用、分別、行政の今後の取組と課題ということを議題といたしまして説明を求めました。

まず、最初にごみの量につきましては、ごみの総量は年々増加傾向にあるが、資源ごみは減少傾向にある。

次に、ごみの量の計数ですけど、2020年搬入ごみの量3,800トン、資源ごみの量410トン、次に、ごみの処理費用、これにつきましては、ごみ袋作成費用、収集運搬費、処理経費等で2億9,000万円。

次に、ごみの分別につきましては、燃えるごみ、不燃物ごみ、資源、紙、布、廃食油、プラス

チックに分けているという形で、リサイクルのために分別が必要ということを強調されました。 次に、行政の今後の取組と課題ということで、1月7日から現在、本郷ふれあいセンターでご みの減量化等社会実験の取組がなされているとの報告、説明がありました。

また、2月上旬にあらゆる廃棄物を他の産業分別の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすることを目指し、資源循環型社会を構築する事業に取り組んでおられる北九州エコタウンセンターの視察研修を所管事務の調査として計画をしておりましたが、オミクロン株の感染拡大が報道される中でもあり、延期することといたしました。

そのほかに、総務文教厚生、建設経済委員会の合同委員会を2月7日に、税務課の令和3年度税の収納状況報告――これは、12月31日現在という形でした――及び令和4年度派出業務について、会計課の報告を、また2月15日には令和4年度各課主要施策事業計画の報告を受けました。

今後、委員会として、コロナ禍の感染状況を踏まえ、十分注視しながら、行政の所管事務の調査、研究に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会の報告を終わります。

- ○議長(安丸眞一郎) 次に、建設経済委員会、野瀬繁隆委員長、登壇して報告願います。
- **〇建設経済委員長(野瀬 繁隆)** 改めておはようございます。建設経済委員会委員長の野瀬でございます。私からは、休会中の建設経済委員会の活動について報告をさせていただきます。

先ほど、総務文教厚生委員会の東委員長より報告があったことと重複する点がありますが、令和4年2月7日9時半から開催しました総務文教厚生、建設経済合同委員会において、建設経済 委員会の所管事務に関わる防災行政無線の進捗状況についてを議題に審議をいたしました。

内容としましては、行政区ごとに行われました説明会での意見等、及び設置場所や事業費についての説明を受けたところでございます。その中で、想定音達の考え方や事業費等についての質 疑がありました。今後も、適宜に報告を求めたいと考えております。

次に、令和4年2月15日9時半から、令和4年度の主要施策事業計画の報告を議題とする合同委員会が開催されております。

建設経済委員会の所管事務に関わる事項として、産業課及び建設課より主要施策等についての 説明を受けました。詳細は、予算特別委員会での質疑になると考えます。

さらに、同日の午後1時15分からは、令和4年度に建設課が予定する大刀洗公園整備や、道路交通安全水路整備事業など5か所の現場視察を行い、現地での事業進捗状況等について説明を受けました。

以上、簡単ではございますけれども、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長(安丸眞一郎) 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

〇議会広報委員長(平山 賢治) おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。

委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査、1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について、第173号の作成については、12月2に広報委員会、また12月22日以降に編集会議を4回開催し、1月21日に発行しております。行政各位には、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき、感謝申し上げます。

最近、校正の段取りが不十分で、行政の皆様にも御迷惑をおかけしておりますため、次号の編集に当たっては作業工程を見直すよう協議を行っているところでございます。

次号、174号の発行につきましては、去る2月25日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。4月22日の発行を予定しております。

- 2、ホームページ等の運用に関する事項について、フェイスブックページは閉会中17件の記事を更新しております。内容は、本会議に関すること、委員会活動に関すること、議会報告会や議会モニター制度に関すること、その他であります。
- 3、その他議会の広報に関する活動、第11回の議会報告会チラシ、3月定例会の案内チラシ を作成し、回覧をお願いしたところであります。
- 4、その他、①研修について、1月24日、全国町村議会議長会主催の議会広報のオンライン研修を受講しました。広報委員のほか、議長、事務局が参加しました。講師の佐久間智之氏ほか2氏から、伝わるデザインの組み方、議会広報紙の歴史と情報公開の在り方、コンクール上位入賞紙に学ぶ企画・編集方法など、多様な角度から御指導いただきました。

いずれの見地からも、住民の皆さんの意見をよく聴取して、議会活動に反映させることや、議会からの情報公開を徹底させること、町の課題をよく調査し、提言に結びつけることなど、議会全体の活動の充実が求められるものと思います。若い世代とのコミュニケーションやインターネットとの連携など、できるものから改善を図りたいと考えています。

②議会だよりの全国コンクール入賞について。

過日行われました、全国町村議会議長会主催の第36回広報コンクールで、たちあらい議会だより170号は、第3位に入賞することができました。応募紙が317紙と年々増える中、7年連続の入賞であり、第3位はこれまで最高の成績です。編集や取材、配布に御協力いただいている皆様に深く感謝申し上げます。これを励みに、今後も住民の皆さんとの双方向型の情報ツールとなるよう、紙面の充実に努めてまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(安丸眞一郎) 次に、議会運営委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。

○議会運営委員長(黒木 徳勝) 議会運営委員長の黒木徳勝です。

閉会中の委員会報告を行います。

議員とモニターさんとの意見交換会を令和3年12月23日13時30分より中央公民館大ホールにて全議員、1人の欠席で10人と議会モニターさん8名中5名の出席でした。

全委員とモニターさんの自己紹介をまず行いまして、議会運営について、一般質問について、 議会広報についての意見交換会をしました。

その交換会の内容につきましては、12月23日の大刀洗議会だよりの14ページに載せておりますのでご覧ください。

第11回議会報告会を1月29日午前10時、中央公民館大ホールで、また午後1時30分から就業センターで開催いたしました。

出席者は17名で、新型コロナウイルス感染症の発生での影響で参加者が少なかったことが挙 げられます。

議会報告会での意見等については、各委員会でまとめ、後日報告をいたします。

令和4年2月22日午前9時30分より、協議会室において委員会を開催いたしました。

議題につきましては、令和4年第16回大刀洗町議会定例会について、議会基本条例の評価について、議会報告会の意見についてに対する回答について、以上を審議しました。

1については報告どおりです。

(2) につきましての議会基本条例の評価につきましては、全員協議会で協議して決定することにしております。

議会報告会の意見に対する回答については、各委員会で審議してもらうことにしております。 以上で、委員会報告終わります。

○議長(安丸眞一郎) これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

以上で、議長報告を終わります。

次に、町長より、挨拶をしていただきます。中山町長。

〇町長(中山 哲志) 皆さん、おはようございます。議会定例会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和4年第16回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には 公私ともに御多用中にもかかわりませず、御出席を賜わり厚くお礼を申し上げます。

大刀洗町議会では、先ほども平山議員から委員長報告がありましたとおり、今年度も全国町村 議長会主催の議会広報コンクールにおいて3位に入賞され、7年連続の入賞と伺っております。 これまでの議会広報の取組に対し、敬意を表します。

一昨年1月30日に町長に就任し、2年余りが経過いたしました。この間を振り返りますと、

やはり新型コロナウイルス感染症への対応と災害対策に終始した日々であった気がしております。 今年に入り、オミクロン株の感染拡大に伴い、全国的に感染が急拡大しています。現在、福岡 県では実行再生産数が1を切り、新規陽性者数は減少傾向に入ったようにも見えますが、依然と して新規陽性者数が2,000人を超えるとともに、病床使用率が6割を超えるなど医療供給体 制は非常に厳しい状況が続いています。

大刀洗町でも、1月13日以降2月末までに429名の新規陽性者発生の連絡があり、1月は新規陽性者の8割弱が30代以下で、60代以上は5%程度でしたが、2月は30代以下が6割程度の一方、60代以上が2割弱と、高齢者にも感染が拡大をしています。

現在、ドリームセンター、大刀洗診療所、やなぎ医院、平和クリニックに加え、神代病院で3回目の接種を進めています。また、来週12日から5歳から11歳への接種も開始する予定です。

町民の皆様には、改めてマスクの着用、せきエチケットの遵守、手洗いの徹底や3密の回避などの感染予防とワクチン接種に御理解と御協力をお願いいたします。あわせて、感染された方、ワクチン接種を望まない方の人権尊重と個人情報の保護にも十分な配慮をお願いいたします。

さて、本日3月2日は春のサニーレタスの日です。 JA全農ふくれんがサニーレタスの消費拡大などを目的に制定し、昨年12月に日本記念日協会に正式登録されたもので、町としても大刀洗産のおいしいサニーレタスをPRしてまいりたいと考えています。

さて、本年度も残すところ僅かとなりましたが、予定していました諸事業、諸施策もおおむね 順調に進捗しております。

また、足元の人口動態では、日本全体の人口減少が進展する中、昨年1月末と本年1月末の人口を比べますと、72名の増となっており、大変うれしく思っているところでございます。今後とも、町民一人一人が自分たちの地域に関心を持ち、住みやすい地域を自分たちでつくっていくことで、地域への愛着を深め、「10年後も大刀洗町に住み続けたい、住んでよかった」と誇れる大刀洗町であり続けることを目指してまいります。議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、新年度予算の概要について御説明をいたします。

令和4年度の一般会計予算については、これまでの政策を継承するとともに、第5次総合計画及び大刀洗"よかマチ"創生プロジェクトの各事業やマニフェストで掲げた政策を推進していくため、必要な予算を計上し、総額86億6,300万円余で、前年度当初予算と比較して14億5,400万円余、率にして20.2%の大幅な増となっています。

まず、歳入です。

町税については、個人分の町民税は減少する一方、法人分の町民税及び固定資産税の増加に伴

い、前年比4,500万円増の15億1,300万円余を、地方交付税については、地方財政計画 や国勢調査での人口増加を踏まえ、前年比6,000万円増の18億7,000万円を見込んでいます。

また、多くの皆様から応援をいただいておりますふるさと応援寄附金については、前年度と同額の5億1,000万円を見込んでいるほか、基金から5億2,400万円余を繰り入れることとしています。

次に、歳出では、義務的経費は人件費が文化財受託調査に係る会計年度任用職員の増加に伴い、 1.5%の増、扶助費が保育園の委託費や障害児者自立支援費等の増加に伴い、7.1%の増、公 債費が小中学校の空調整備や大規模改修の償還開始に伴い、6.5%の増となっています。

また、投資的経費のうち、普通建設事業費は、防災力強化のための防災行政無線の整備やため 池のしゅんせつ、中央公民館の大規模改修等に伴い、202.4%の大幅な増となっています。

次に、令和4年度に取り組む主な事業につきまして、各課ごとに御説明をいたします。 まず、総務課です。

選挙関係では、7月には参議院議員通常選挙が、来年4月には福岡県議会議員一般選挙が執行 予定であり、必要な準備と正確かつ迅速な開票に努めてまいります。

総務関係では、引き続き、「たちよりトーク」や「出前トーク」に取り組むとともに、住民の 皆様が町の課題を自分事として捉え、考えていただけるよう住民協議会を開催してまいります。

また、国の法改正に伴い、個人情報保護制度の見直しに取り組むとともに、引き続き職員の人材育成と能力開発に努めてまいります。

財政関係では、引き続き、健全財政を維持するとともに、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、町が管理する各施設の長寿命化に取り組んでまいります。

防災関係では、議会建設経済委員会からの災害時の避難支援の拡充・強化についての提言書や、 区長会からの防災無線屋外拡声器の整備に係る要望書を踏まえ、引き続き、防災行政無線の整備 に取り組むとともに、消防団のポンプ車の更新など防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、地域振興課です。

企画関係では、今年度策定中の地域公共交通計画に基づき、新たに乗合い定額タクシー事業に 取り組むとともに、引き続き、既存の公共交通の維持確保のため、甘木鉄道や西鉄バスへの補助 など、交通弱者対策に取り組んでまいります。

また、現在の少子化や晩婚化の状況を踏まえ、引き続き、結婚新生活支援事業や移住支援事業など、定住促進対策に取り組んでまいります。

次に、自治振興関係では、引き続き慶應義塾大学SFC研究所と連携し、大刀洗みらい研究所の活動をはじめ、地域づくり講座の開催や対話の場づくりに取り組むとともに、校区センターの

活動やさくら市場などを通じて、町民の皆様のやってみたい気持ちを応援してまいります。

また、本年度も多くの御寄附をいただきましたふるさと応援寄附金については、来年度も多くの皆様に御寄附いただけるよう、町内業者からの返礼品の充実とPRに努めてまいります。

さらに、大刀洗町の農産物やお酒など、特産品のPRのため、新たに大刀洗応援店舗――これは仮称でございますが――事業に取り組んでまいります。

次に、住民課です。

住民係の関係では、引き続き、戸籍や住民基本台帳等、個人情報の管理に万全を期すとともに、デジタル社会の実現に向けてマイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

生活環境関係では、より一層のごみの減量化と再資源化を目指して、今年度の住民協議会での意見なども踏まえ、校区センター等に資源回収ステーションを設置し、ごみのリデュース、リコース、リサイクルの推進とコミュニティーの活性化を目指した3RプラスCの社会実験に取り組むとともに、引き続き空き家対策の強化に取り組んでまいります。

次に、会計課です。

来年度以降の指定金融機関の派出体制の見直しに伴い、必要な体制の整備を進めると共に、非接触型のセルフレジの導入など新型コロナウイルス対策に取り組んでまいります。

次に、税務課です。

コロナ禍を踏まえた来年度限りの固定資産税の負担調整措置などの制度を周知するとともに、 令和5年度から地方税共通納税システムの対象に、固定資産税、軽自動車税が追加されることに 伴い、必要な準備を進めてまいります。引き続き、適正課税と公正な徴収に努め、税収の確保に 努めてまいります。

次に、福祉課です。

高齢者福祉係の関係では、引き続き、在宅医療・介護連携や認知症施策、生活支援体制整備など、高齢者の皆様が役割や生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活できるよう地域包括ケアシステムを推進してまいります。

また、運動習慣の重要性を踏まえ、感染症対策に留意しながら、介護予防教室——UPUP体操教室のことです——や校区運動教室、分館体操教室、男性の体操教室を実施するとともに、認知症予防のための音楽サロン事業や、新たに高齢者の中等度難聴の方を対象に補聴器購入の一部助成に取り組んでまいります。

障害者福祉係の関係では、8月に人権ミニフェスティバルを開催し、女性と子供の人権をテーマに映画を上映するなど啓発活動を推進するとともに、障害のある人もない人も自立し、安心して暮らしていける地域を目指して、障害者福祉タクシー券の配布枚数の増加など、福祉サービスと相談体制の充実に努めてまいります。

次に、健康課です。

新型コロナウイルス感染症対策では、国や県のワクチン供給のスケジュールを踏まえ、町民の皆様が安心してワクチンを接種していただけるよう、必要な体制の整備と正確な情報提供に努めてまいります。

健康増進事業では、引き続き住民の皆様の健康寿命の延伸に向け、フレイル予防や重症化予防のため、地域の健康課題の分析や糖尿病等の生活習慣病への個別指導、ミニデイや分館体操での健康相談や健康指導、健康ポイント事業などを実施するとともに、各種がん検診や20歳から39歳の若年者健診のほか、大刀洗公園のウオーキングコースを中心とする健康づくり事業など、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

また、母子保健事業では、新たに産後の初期段階から、産婦の健康状態を把握するための産婦 健診の助成や、新生児の聴覚検査補助事業や、バランスの取れた食の大切さを啓発する事業など を実施し、出産や子育て支援の充実に取り組んでまいります。

国民健康保険では、引き続き、県とともに、安定的な財政運営や効率的な事業運営を目指していくとともに、各種届出の受付や医療費の給付、保健事業など、丁寧で、きめ細かい事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療では、引き続き、福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、誰も が安心して医療を受けることができるよう取り組んでまいります。

次に、産業課です。

まず、災害対策として、町内7か所の防災重点ため池のうち、流域治水の観点から優先度の高い3か所の堆積土のしゅんせつ工事を実施するとともに、4か所の防災重点ため池の耐震、豪雨耐性評価を実施いたします。

また、長年の悲願であった北部地区圃場整備事業は5年目を迎え、換地処分に向け、確定測量 に取り組んでまいります。

農業振興関係では、新たに担い手農地集積促進事業や、新規就農者育成総合対策事業などを通じて、担い手への農地の集積や新規就農者の支援の充実を図るとともに、引き続き、JA等関係機関と連携を図りながら、米の需給調整による米価の安定や農業所得の確保に努めてまいります。

農業委員会においては、農地中間管理機構との連携により、町内担い手への農地の集積・集約を推進するとともに、詳細な調査による遊休農地の解消に取り組んでまいります。

商工関係では、引き続き、プレミアムつき商品券等の発行などを通じて、コロナで冷え込んだ 地域経済の循環を応援するとともに、住民の消費生活に関する被害防止のための消費者教育や啓 発活動、相談体制の強化を図ってまいります。

次に、建設課です。

町道関係では、引き続き、区長要望や道路パトロールで判明した道路や側溝の補修工事を実施するとともに、継続6路線の道路改良工事を実施するほか、橋梁補修工事を2か所、町道橋21橋の点検を実施してまいります。

また、床島地区の内水排除の詳細設計を実施するとともに、継続2か所、新規2か所の水路整備を進めてまいります。

公園管理につきましては、老朽化した大刀洗公園のウオーキングコースをゴムチップ舗装に改修するとともに、大堰公園の複合遊具の更新のほか、公園内の街路灯のLED化改修を進めてまいります。

下水道事業では、老朽化した農業集落排水施設の維持管理適正化計画、及び大堰水処理センターの災害の防止に向けた機能強化対策事業計画を策定するとともに、佐田川橋や猪ノ本橋の架け替えに伴う下水道管路移設やマンホールポンプのオーバーホールなどの維持管理を実施してまいります。

次に、子ども課です。

学校教育関係では、子供たちが自立して社会を生き抜くことができる姿を目指し、引き続き、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和の取れた教育、すなわち「生きる力」を育む教育を推進してまいります。

具体的には、小中学校の9年間を通して、認知能力と非認知能力の両面を育むよう、教えて、考えさせる授業と効果のある指導、そして1人1台端末を掛け合わせた個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指して、新たにICT支援員を配置し、先生方や子供たちへの技術支援を実施してまいります。

特別支援教育では、教育的ニーズのある子供たちに対し、効果的、継続的な支援を行い、保育 園、小学校、中学校の連携強化に取り組むなど、特別支援教育の充実を図ってまいります。

子育て支援関係では、来年度、菊池校区に新たに認可保育所の開園が予定をされています。これにより、待機児童数は前年度より減少する見込みでございますが、今後とも待機児童解消に向け、保育士確保や保育環境の充実に取り組んでまいります。

あわせて、全ての子供と家庭を総合的に支援する相談体制の強化を図るため、子供家庭総合支援拠点を健康管理センターに設置する改修工事の設計を実施するなど、今後とも安心して子供を産み育てることができる環境づくりに努めてまいります。

次に、生涯学習課です。

人権教育関係では、町民一人一人が人権を尊重し合える社会の実現に向けて、引き続き、人権 学習や平和学習会の開催と啓発に取り組んでまいります。

社会教育関係では、町民の皆様が生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるよう、引き続き、各

種講座や学級の充実を図るとともに、青少年育成町民会議や校区民会議、アンビシャス広場、チャレンジ教室、通学合宿などの活動支援を通して、青少年の健全育成に努めていくほか、避難所機能や学習・研修機能を強化した生涯学習の拠点としての中央公民館の大規模改修工事に取り組んでまいります。

町立図書館では、引き続き、町の情報発信の拠点を目指して、施設運営、事業の充実に努めてまいります。

社会体育関係では、スポーツやレクリエーション活動を通して、町民の皆様が健康で充実した 生活が送れるよう、運動公園のテニスコートの照明設備改修をはじめ、社会体育施設の維持管理 に努めてまいります。

文化財関係では、国重要文化財の今村天主堂の耐震化対策及び保存修理に向け、地元保存団体への支援や関係機関等と協議するとともに、下高橋官衙遺跡や発掘調査中の三原城址等、町が誇る文化財として後世に伝えられるよう、適切な保存を検討してまいります。

次に、今議会に提案しております令和3年度一般会計補正予算については、諸事業の確定による不用額の減額補正と新型コロナウイルス感染症対策などに必要な経費を計上いたしております。

本議会で審議いただきます主な議案は、教育委員会委員の任命や人権擁護委員候補者の推薦など人事案件が3件、専決処分事項の承認が2件、大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正など条例関係が4件、令和3年度一般会計補正予算(案)など補正予算関係が4件、令和4年度一般会計予算(案)など予算議案が5件となっております。

いずれも、重要な案件を提案しておりますので、議員各位におかれましては慎重に御審議いた だきまして、最後には御承認賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。どう ぞよろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 同意第1号 教育委員会委員の任命について

- 〇議長(安丸眞一郎) 日程第4、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。 提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。
- ○総務課長(重松 俊一) 総務課、重松でございます。

それでは、提案議案の内容及び理由について御説明いたします。

同意第1号教育委員会委員の任命について、下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所は、三井郡大刀洗町大字山隈2363番地109、氏名は、安丸元茂様、昭和38年1月

1日生まれ。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由につきましては、令和4年3月31日をもって教育委員会委員の任期が満了となるため、新たに任命する必要がある。これが同意書案を提案する理由でございます。

1枚めくってください。

履歴書を添付しておりますので、御一読ください。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(安丸眞一郎) 日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) 提案議案の理由及び内容について御説明いたします。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦 したいので、議会の意見を求める。

住所、三井郡大刀洗町大字高樋2489番地39、氏名、阿波静代様、昭和27年5月22日 生まれ。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

人権擁護委員については、議会の意見を聞きまして、町が法務局に推薦し、国、法務大臣が委嘱するという形で進めております。

なお、期間は3年間です。

では、1枚お開きください。

推薦者の履歴書を記載しておりますので、御一読ください。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。

質疑、討論を省略いたします。

日程第6. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(安丸眞一郎) 日程第6、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたし

ます。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) 引き続き、人権擁護委員さんの候補者の推薦です。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦 したいので、議会の意見を求める。

住所、三井郡大刀洗町大字三川421番地2、氏名、實藤茂理様、昭和34年7月11日生まれ。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

1枚おめくりください。

推薦者の履歴書を記載しております。

なお、今回の推薦者の方は、現在、大刀洗町政治倫理審査委員を兼務されてあります。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。 質疑、討論を省略いたします。

日程第7. 承認第1号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認 を求めることについて

○議長(安丸眞一郎) 日程第7、承認第1号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第9号)の 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) 提案議案の内容及び理由について御説明いたします。

承認第1号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第9号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

専決処分した理由につきまして御説明いたします。

子育て世帯への臨時特別給付金については、国の予算成立の状況を鑑み、当初10万円のうち 5万円を先行給付する方向で事業設計及び予算計上していたが、子育て世帯の利便性及び給付事 務に係る事務費や作業量の軽減を図るため、10万円を一括給付することとした。

一括するための事業費補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたものです。

1枚おめくりください。

専決処分は、令和3年12月16日に行っております。

1枚、2枚おめくりください。

専決処分した内容です。令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,276万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,811万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月16日専決。大刀洗町長、中山哲志。

では、内容について御説明いたします。

議案書6ページをご覧ください。

歳出について御説明いたします。

3款2項6目子育て世帯への臨時特別給付金事業費、補正額1億5,276万4,000円。内 訳としましては、まず12節の委託料として、システム開発委託料26万4,000円。18節 負担金補助及び交付金として1億5,200、500万を計上しております。

なお、臨時特別給付金の対象者につきましては、ゼロ歳児から高校3年生までが対象となって、 子供1人当たり10万円を給付するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

前ページ、5ページをご覧ください。

歳入、18款1項1目基金繰入金、補正額1億5,276万4,000円。これは、財政調整基金繰入金を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 承認第2号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて

○議長(安丸眞一郎) 日程第8、承認第2号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第10号) の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) 提案議案の内容及び理由について御説明いたします。

承認第2号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第10号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

専決処分の理由について御説明いたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう給付するものである。本給付金に係る国の補正予算が成立したことを受け、給付するための事業費補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたものです。

1枚お開きください。

専決処分日は、令和4年1月14日に行わせていただいております。

2枚めくってください。

予算書の説明です。令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,448万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,260万とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

では、内容について御説明いたします。

6ページをご覧ください。6ページです。

まず、歳出について御説明いたします。

3款1項15目非課税世帯への臨時特別給付事業、補正額1億7,448万6,000円。主なものとしましては、まず12節のシステム開発委託料として、149万2,000円。18節の負担金補助及び交付金として1億7,000万を計上しております。

この給付事業につきましては、住民税の非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を 給付するという事業でございます。

次に、5ページをご覧ください。歳入について御説明いたします。

14款2項2目民生費国庫補助金、補正額1億7,448万6,000円。8節、内容としましては、まず非課税世帯への臨時特別給付金事業費として1億7,000万、それと非課税世帯へ

の臨時特別給付金の事務費として448万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で10時15分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(安丸眞一郎) それでは、休憩前に続き、議事を再開いたします。

日程第9. 議案第1号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(安丸眞一郎) 日程第9、議案第1号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

〇総務課長(重松 俊一) それでは、提案議案の内容及び理由について御説明いたします。

議案第1号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条、及び消防庁長官通知の消防団員の報酬等の基準の策定等についてに基づき、消防団員の報酬等の金額を見直し、消防団員の処遇を改善するため、当該条例を改正する必要がある。これが提案理由でございます。

では、内容について御説明いたします。

議案書2ページをお開きください。2ページの新旧対照表で御説明いたします。右側が旧、左側が新です。

まず、旧のほうは、別表第1(第2条関係)で、消防団団員の報酬について、従来は1年間の報酬として3万2,400円を支給しておりましたけれども、新の改正後は、4,100円増額し、3万6,500円を報酬として支払う形にしております。

次に、消防団火災出動手当、1台当たりということで、火災もしくは水害等が発生した場合に

は、出動手当として、従来はポンプ車1台当たり、町内であれば1万4,200円、町外の管轄区域であれば5,500円を支給しておりましたけれども、消防庁長官の通達により、1台当たり幾らではなくて1人当たりの手当てに変更しなさいという通知が来ましたので、消防団の災害出動手当、1人当たり2時間未満であれば2,800円、2時間以上4時間未満であれば4,000円、4時間以上1日であれば8,000円という形で支給の方法、金額を変えてあります。

また、1ページに戻っていただきまして、一番下に附則として、この条例は令和4年4月1日 から施行するという形で記載をしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第2号 大刀洗町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(安丸眞一郎) 日程第10、議案第2号大刀洗町消防団員の定員,任用,給与,分限及び 懲戒,服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) それでは、提案議案の内容及び理由について御説明いたします。

議案第2号大刀洗町消防団員の定員,任用,給与,分限及び懲戒,服務等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、大刀洗町特別職で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、当該条例を改正する必要がある。これが提案する理由でございます。

では、議案書の2ページの新旧対照表にて説明いたします。

まず、旧のほうです。本則の費用弁償、第12条の中に、費用弁償を支給すると記載をしています。これを新たな条例改正として、報酬または費用弁償を支給するということで、費用弁償を 新たに入れております。

次に、13条で、報酬等の記載を報酬等の支給と変更をしております。

1ページに戻っていただきまして、附則のところに、この条例は令和4年4月1日から施行するという形で、4月1日に施行を予定しております。

これにつきましては、消防庁長官通知により、従来であれば年間の報酬を報酬、その他出動手

当、訓練手当を費用弁償という形で支給をしておりましたけれども、そういう通達により、報酬を年間報酬と火災、水害等の出動した場合の報酬として支払うようにという通達が来ましたので、この火災、水害出動も報酬に入れる。費用弁償については、訓練手当を費用弁償に入れるという形での通達どおりに変更をしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第 1 1. 議案第 3 号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長(安丸眞一郎) 日程第11、議案第3号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) それでは、提案議案の内容及び理由について御説明いたします。

議案第3号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上 記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の休暇及び勤務環境の整備について、当該条例を改正する必要がある。これが、今回の提案理由でございます。

内容について御説明いたします。

議案書2ページをお開きください。新旧対照表で御説明いたします。

まず、旧のほうで、第2条の(3)のアの(ア)、アンダーラインを引いておりますが、任命権者を同じくする職に、引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員のところを新のほうでは、「引き続き在職した期間が1年以上ある」という部分を削除しております。要するに、従来であれば1年以上勤務した非常勤職員が対象となるところを、改正によって「1年以上」を削除したというところでございます。

次に、3ページをご覧ください。

これにつきましても、第15条の(2)のイのところに……、これはもう、そのままでいいです。特にございません。

あと、4ページの一番下のところに、新たに新設した文がございます。それが、3ページの一

番下のほうですけども、勤務環境の整備に関する措置として、第20条、任命権者は育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないということで、新たに3つの文を新設しております。(1)が、職員に対する育児休業に係る研修の実施。(2)が、育児休業に関する相談体制の整備。(3)その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置。これが新たに新設した文です。

1ページに戻ってください。一番下に附則を記載しております。この条例は令和4年4月1日 から施行するということで記載をしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第4号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(安丸眞一郎) 日程第12、議案第4号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長(早川 正一) 健康課の早川でございます。

それでは、議案の提案理由及び内容について御説明いたします。

議案第4号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を 別紙のとおり提出する。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、国民健康保険の出産育児一時金の支給額について、健康保険法施行 令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。

出産育児一時金第5条としまして、被保険者は、出産したときは当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金としてこれまで40万4,000円を支給することになっておりました。今回の改正によりまして、40万8,000円に4,000円増額するものでございます。

現在の出産育児一時金は、40万4,000円に産科医療補償制度の掛金1万6,000円を合わせた42万円が支給されております。この産科医療補償制度につきましては、産科医不足の改善や産科医療体制の確保を背景に、より安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として創設されたものでございます。

今回、この産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に4,000円引

き下げられましたが、少子化対策としての重要性が考慮されまして、出産育児一時金の総支給額は、これまでどおり42万円を維持することになり、今回、出産育児一時金分を4,000円増額するものでございます。

最後に、1ページをご覧ください。

附則になります。1、この条例は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。2、 適用日前に出産した被保険者に係る大刀洗町国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時 金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13. 議案第5号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第11号)について

○議長(安丸眞一郎) 日程第13、議案第5号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) それでは、提案議案の内容及び理由について御説明いたします。

議案第5号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第11号)。令和3年度大刀洗町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ470万5,000円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億6,789万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、歳出から説明してまいりますので、議案書の17ページをお開きください。 17ページから歳出項目になっております。

減額等につきましては、実績や見込みにより不用額を減額していますので、説明は省略させて いただきます。

増額の主なものについて御説明いたします。

それでは、18ページをご覧ください。下のほうですけど、2款 1 項 5 目財産管理費、補正額 1 億 1 , 783 万 1 , 000 円。この 24 節積立金です。不用額を基金に積み立てております。まず、財政調整基金積立金 5 , 775 万 7 , 000 円、減債基金積立金 6 , 142 万 4 , 000 円。

次に、25ページをご覧ください。25ページの3款1項11目国民健康保険費、補正額、ここはマイナス281万1,000円となっておりますが、27節の繰出金として、まず保険基盤安定繰出金、これは保険料の軽減分として104万3,000円。次に、保険基盤安定繰出金、これは保険者支援分として625 万8,000円を計上しております。

次に、12目後期高齢者医療保険費、補正額653万9,000円。18節の負担金補助及び 交付金として、後期高齢者医療療養給付費負担金として、663万2,000円を計上しており ます。

次に、27ページをご覧ください。3款2項1目の児童福祉総務費です。その中の18節負担金補助及び交付金の中で、これ27ページの上ですけども、保育士等処遇改善臨時特例交付金、これは保育園分として297万7,000円。次に、保育所、学童保育所職員PCR検査費助成金として144万を計上しております。

次、28ページをご覧ください。真ん中あたりです。3款2項6目子育て世帯への臨時特別給付金事業費、補正額563万4,000円。18節の負担金補助及び交付金として、子育て世帯への臨時特別給付金、これ特例給付金として600万を計上しております。

次に、30ページをご覧ください。4款1項12目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、補正額454万3,000円。これの12節委託料、新型コロナウイルス予防接種委託料個別分として1,011万4,000円を計上しております。

次に、33ページをご覧ください。上のほうです。5款1項9目農業農村整備費の18節負担金補助の分で、まず県営両築平野かんがい排水事業負担金、これは第4地区の分として184万5,000円。同じく第5地区分として195万2,000円。第6地区分として234万7,000円を計上しております。

次に、34ページをご覧ください。6款1項1目商工業振興費の補正額100万、18節負担 金補助及び交付金として、大刀洗町中小企業等月次支援金として100万を計上しております。

次、35ページをご覧ください。7款3項2目公共下水道費、補正額3,882万7,000円、これは24節の積立金として、下水道施設整備基金積立金として5,000万を積み立てております。

次、37ページをご覧ください。37ページの9款1項2目事務局費の補正額4,833万 1,000円。これは、24節の積立金として、教育施設整備基金積立金に5,000万を積み立 てております。

次、39ページをご覧ください。39ページの9款2項1目小学校の一般管理費、補正額1,604万9,000円。まず、12節の委託料として、学習系ネットワークギガ保守委託料として163万7,000円。次に、14節工事請負費、まず普通教室間仕切り設置工事として220万、感染症対策改修工事費として222万8,000円。次に、17節備品購入費として電子黒板購入費として735万、公務用パソコン購入費として110万を計上しております。

40ページの小学校等につきましては、補正額が大堰小学校で100万、本郷小学校で 167万、大刀洗小学校で111万、菊池小学校で221万1,000円。これ、コロナ関係の 感染症対策用品の購入費等でございます。

歳出については以上です。

次に、歳入について御説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。歳入の欄です。9款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、補正額1,163万4,000円を計上しております。

次に、10款1項1目地方交付税、補正額1億1,365万6,000円。これは、普通交付税 として計上をしております。

次に、11ページをご覧ください。14款 1 項 2 目衛生費国庫負担金、補正額 990 万 7,000円。これは、2節の保健衛生費負担金として、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業負担金 984 万 1,000 円を計上しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金、補正額2,281万4,000円。これは、4節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、これは令和3年度の補正分として2,729万6,000円を計上しております。

次に、その下です。2目民生費国庫補助金、補正額1億3,238万9,000円。これは、次のページ、12ページの上段にあります7節子育て世帯への臨時特別給付金給付事業として1億5,239万8,000円を計上しています。

次に、同じページの6目教育費国庫補助金、補正額324万9,000円。これは、1節の小学校費助成金として269万3,000円、その中の学校保健特別対策事業費補助金、学校等における感染症対策として202万5,000円を計上しています。

次のページです。13ページの一番下です。15款2項4目農林水産業費県補助金、補正額としては、マイナス107万1,000円となっておりますが、14ページをご覧ください。その中の中段あたりです。農地耕作条件改善事業補助金、鵜木地区排水路として1,375万を計上

しております。一番下の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金として2,495万2,000円を計上しています。

次に、15ページをご覧ください。一番下です。19款1項1目繰越金、補正額5,861万2,000円。これは、前年度繰越金として5,861万2,000円を計上しています。

16ページです。20款3項1目の雑入、補正額はマイナス935万9,000円となっておりますが、上から3番目の新市町村振興宝くじ交付金として151万3,000円を計上しております。

次に、同じページ、21款1項3目農林水産事業債、補正額はマイナス50万となっておりますが、その中で、防災減災・国土強靭化緊急対策事業、県営両築平野2期で260万を計上しております。

以上が、収入についての説明です。

次に、5ページをご覧ください。5ページに、第2表繰越明許費で、令和3年度から令和4年度に繰り越す事業を記載しております。款項の順で記載して、次が事業名と金額等を記載しております。これは、ご覧いただきたいと思います。全部で20事業、合計金額が4億1,802万8,000円の分を繰り越しております。

次に、6ページをご覧ください。第3表地方債補正でございます。

まず、1、追加分としましては、起債の目的として防災減災・国土強靭化緊急対策事業債として、限度額260万を起債しております。

次に、2つ目、変更分としまして、まず起債の目的事業でございますけども、公共事業等債、 補正前の限度額が490万を450万に変更です。

次に、一般補助施設整備等事業債900万を680万に変更しています。

緊急自然災害防止対策事業債880万を830万に変更です。

緊急防災減災事業債2,080万を1,210万に変更です。

限度額合計の変更前が4,350万を、変更後は3,170万に変更しております。

以上で、一般会計補正予算(第11号)についての説明を終了いたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14. 議案第6号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に ついて ○議長(安丸眞一郎) 日程第14、議案第6号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

〇健康課長(早川 正一) それでは、議案第6号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)について御説明いたします。

令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,297万 1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,643万8,000円 とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、まず、3ページをご覧ください。第2表の繰越明許費になります。

1款1項の国民健康保険システム改修事業でございます。こちらは、12月補正において、未収額時の均等割5割軽減に係るシステム改修について補正をさせていただきましたが、こちらの金額217万8,000円を翌年度に繰り越して使用することにしております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。4,500万円の減額でございます。こちらは、3月までの見込みによりまして、今回減額をさせていただきます。それ以降の部分につきましては、財源組替えというところになっております。こちらは、国庫が減額となりまして、諸収入を充てたことによる財源組替えとなっております。

9ページをお願いいたします。5款1項1目特定健康診査等事業費、補正額90万4,000円。 こちらにつきましては、過年度の返還金でございます90万4,000円でございます。

続いて、5款2項2目保健事業費、補正額31万5,000円。こちらにつきましても、過年度分の返還金となっております。

最後に、8款1項3目償還費としてまして1,900万円の減額でございます。今年度、保険 給付費等の償還金がありませんでしたので、その分を減額させていただいております。

続きまして、歳入になります。6ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,350万円の減額でございます。医療 分につきましては900万円の減額、後期高齢者支援金分につきましては300万円の減額、介 護納付金の現年分につきましては150万円の減額でございまして、課税額の見込みに基づいて 今回、補正をさせていただいております。

続いて、3款1項1目災害等臨時特例補助金、補正額38万4,000円の増額補正でございます。内容につきましては、新型コロナによりまして収入が昨年に比べまして30%以上減少したことによる補助金を補助しておりまして、そのうち10分の6が国庫の補助になりますので、今回、令和3年度は4件の申請がございまして、64万5,000円の調定を減額しております。その6割分を今回補正、国からの補助金として上げさせていただいております。

続いて、4款1項1目保険給付費等交付金4,255万3,000円の減額でございます。大きなものとしましては、普通交付金の4,500万円の減額でございます。また、特別交付金として確定した244万7,000円を増額補正させていただいております。

続いて、6款1項1目一般会計繰入金、補正額281万1,000円の減額でございます。増額分としましては、保険基盤安定繰入金の確定による730万1,000円の増額補正、4節の財政安定化支援事業繰入れ分の減額990万でございます。

次のページをお願いいたします。 7ページでございます。 7款1項1目繰越金1,788万4,000円の減額。 8款3項5目の雑入で、補正額1,339万3,000円の増額補正でございます。 こちらは、過年度分の追加交付がございまして、増額をさせていただいているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第15. 議案第7号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号) について

〇議長(安丸眞一郎) 日程第15、議案第7号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計 補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

〇健康課長(早川 正一) それでは、議案第7号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ358万2,000円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,870万9,000円とする。第2項、 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。

今回の主なものとしましては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補 正額358万9,000円の減額でございます。内容としましては、18節の負担金になりまし て、市町村事務費の負担金、広域連合への負担金ですが、こちらの確定により10万円の減、保 険料等負担金が348万9,000円を減額しているところでございます。

続いて、歳入をお願いいたします。5ページになります。

1款1項1目特別徴収保険料、補正額84万1,000円。続いて、同じく2目普通徴収保険料、補正額796万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、3月までの収入見込みで計上させていただいております。

次に、3款1項1目事務費繰入金につきましては93万円の事務費繰入れ分を減額しております。

4款1項1目繰越金でございます。補正額531万7,000円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

<u>日程第16. 議案第8号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第8号)について</u>

○議長(安丸眞一郎) 日程第16、議案第8号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正(第8号)についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長(棚町 瑞樹) 建設課、棚町でございます。

それでは、議案第8号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第8号)について、 提案の内容を御説明いたします。

議案書を1枚おめくりください。議案第8号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第8号)。令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第8号)は、次に定めるところ による。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ227万

7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,467万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、初めに歳出予算から説明いたします。議案書の9ページをお開きください。歳出に つきましては、基本的に額の確定により不用額を減額で計上しております。

1款1項農業集落排水費です。1目農業集落排水費に係る一般管理費でございますが、12節委託料、計画停電用汚泥運搬業務委託料を57万円減額しております。維持管理適正化計画策定支援業務委託料として565万円増。これは、補助を受けて令和4年度に行う事業で、補助金配分調整の関係で補正に一部を計上するものでございます。総事業費は800万円弱で、農業集落排水施設の整備改築等事業の補助申請を行う場合の要件となった計画策定に関する調査委託をするものです。

次に、22節使用料過年度還付金として5万6,000円を増額しております。

2款1項1目公共下水道に係る一般管理費でございます。補正額1,008万1,000円の増額。主なものとしましては、12節委託料、13節使用料、賃借料として計画停電用マンホールポンプ維持管理委託料50万円の減額、計画停電用発電機等リース料20万円の減額。

18節の負担金・補助及び交付金、筑後川中流右岸流域終末処理場維持管理負担金642万 1,000円の増額。これは、福童浄化センターへの汚水流入量が当初見込みより増加する見込 みのため増額しております。

26節公課費、支払消費税分として447万5,000円を増額しております。

2款1項2目公共下水道整備費、12節委託料、雨天時浸入水調査業務委託料504万7,000円の減額。これは、前年に福岡県のほうで実施されたデータを参考に計画予定でしたが、梅雨の時期に整合ができず、実施できなかったため、本年度予算から減額し、改めて来年度予算を計上させていただき、実施を予定しているところでございます。

2款1項3目流域下水道整備費、補正額1,120万6,000円の減額。18節の負担金補助及び交付金につきましては、それぞれ負担金の額が確定したため、それぞれ1,098万3,000円、22万3,000円を減額しております。

3款1項2目利子でございます。公共下水道事業費長期債等利子でございますが、支払利子の 額確定により、不足額4万9,000円を増額計上しております。 以上が歳出でございます。

次に、7ページをご覧ください。歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金である1款2項1目の下水道事業費負担金では、1節の農業集落排水事業及び2節の公共下水道事業での収納済みの受益者負担金として549万9,000円を増額で計上しております。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

2款1項使用料でございます。滞納使用料の徴収や下水道接続件数の増加により、1目農業集落排水使用料を5万4,000円、2目公共下水道使用料を811万9,000円、3目合併処理浄化槽使用料を9,000円増額しております。

2款2項手数料でございます。1節の農業集落排水使用料督促手数料1,000円、2目公共下水道使用料督促手数料2万6,000円増額しております。

3款1項1目の県補助金では、農業集落排水事業県補助金として534万9,000円を増額 しております。

4款1項1目の一般会計からの繰入金では、公共下水道分を1,139万3,000円減額、農業集落排水分を966万7,000円減額、コロナウイルス感染症対策に係る繰入金を22万円の増額、合計で2,084万円の減額で計上しております。

諸収入の6款1項1目の雑入では、福岡県下水道協会事務局負担金6,000円を増額しております。

町債の7款1項1目1節の下水道事業債は、額の確定により50万円の減額で計上しております。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。

1款1項農業集落排水一般管理事業におきましては、565万円を翌年度に繰り越すこととしています。これは、歳出で補正している維持管理適正化計画策定支援業務委託料の分でございます。国費配分に伴う調整のため、委託料の一部を3月補正に計上し、繰越しをするものでございます。

同じく1款1項農業集落排水大堰処理施設管理事業におきまして、佐田川橋下水道管移設分を 繰り越すものでございます。

同じく1款1項農業集落排水栄田処理施設管理事業におきまして、非常用発電機工事の更新を するもので、コロナ禍の影響で海外からの部品調達が予定どおり行かず、繰越しするものでござ います。

2款1項公共下水道一般管理事業におきまして、公営企業会計のシステム導入において、移行 事務支援業務委託の調査データが3月末の納品で、その後新しい業者のシステム導入へ引き継ぐ ようにするため、繰越しをしてシステムに反映するためでございます。 4ページになります。第3表地方債補正でございます。それぞれの額確定による補正でございます。まず、追加の分でございます。農業集落排水の補助を受けた発電機更新工事の関係で、930万円を計上しております。

次に、変更の分でございます。流域下水道事業の事業債を、補正前の限度額3,320万円からの補正後限度額2,340万円へ変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第9号 令和4年度大刀洗町一般会計予算について

日程第18. 議案第10号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第19. 議案第11号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第20. 議案第12号 令和4年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第21 議案第13号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

〇議長(安丸眞一郎) 日程第17、議案第9号令和4年度大刀洗町一般会計予算についてから、 日程第21、議案第13号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件 については関連がありますのでこれを一括議題といたします。

各議案一括して、順次、提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) それでは、議案第9号令和4年度大刀洗町一般会計予算から、議案第 13号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計予算までの議案につきましては、議案書を朗読し、 一括提案に代えさせていただきたいと思います。

それでは、まず、議案第9号をご覧ください。令和4年度大刀洗町一般会計予算でございます。 令和4年度大刀洗町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ86億6,347万2,000円 と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項

の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。 (1)、(2)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

次に、特別会計について御説明いたします。令和4年度の大刀洗町特別会計予算書つづりをご覧ください。まず、1枚めくっていただいて、ピンク色が国民健康保険特別会計予算書でございます。

1枚めくっていただきまして、議案第10号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算。 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億536万1,000円 と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

次に、黄色の表紙をおめくりください。黄色の表紙が後期高齢者医療特別会計予算となっております。黄色い表紙を1枚めくってください。議案第11号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算。令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,455万4,000円 と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

次に、緑の表紙をご覧ください。緑色の表紙です。これが土地取得特別会計予算でございます。 それを1枚めくってください。議案第12号令和4年度大刀洗町土地取得特別会計予算。令和 4年度大刀洗町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ469万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

最後に、青色の表紙をご覧ください。青色の表紙が、下水道事業特別会計予算でございます。 これを1枚めくってください。議案第13号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計予算。令和 4年度大刀洗町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,519万1,000円 と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

令和4年3月2日提出。大刀洗町長、中山哲志。

以上で、議案第9号令和4年度の一般会計予算から、議案第10号から13号の4つの特別会計予算についての提案を終了いたします。

○議長(安丸眞一郎) お諮りいたします。日程第17、議案第9号令和4年度大刀洗町一般会計 予算についてから、日程第21、議案第13号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計予算につ いてまで、以上5件については、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託 して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安丸眞一郎) 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、3月7日月曜日、午前9時30分より協議会室で開催いたします。

〇議長(安丸眞	一郎)	以上で、	本日の議事は全部終	了しま	した
本日は、こ	れで散会	きします。			

散会 午前11時21分